

保険診療委員会規程

（目的）

第1条 一般社団法人全国がんセンター協議会（以下「本会」という。）における保険診療委員会（以下「本委員会」という。）は、がんその他の悪性新生物に関する診療報酬に必要な事項を審議する。

（構成）

第2条 委員長は、代表理事が委嘱する。

2 委員は、本会会員施設の役職員、学識経験者等から委員長が指名する。

3 委員長は、委員の中から副委員長1名を指名できる。

4 委員長は、必要に応じ、関係者を本委員会に出席させることができる。

5 委員長は、本委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じ本委員会の傘下に部会を設け、部会長及び部会員を指名することができる。

（任期）

第3条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中で退任した場合において後任者が選任されたときは、当該後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（開催）

第4条 委員長は、必要に応じ本委員会を開催する。

（報告）

第5条 本委員会において審議した結果について、委員長は理事会及び事務局に報告するものとし、事務局は会員にその内容を共有する。

附則

この規程は、令和8年6月23日から施行する。

以上